

介護保険 住宅改修の手引き



目 次

1. 住宅改修費の支給について	1
2. 対象者	1
3. 支給対象種目	1
4. ユニットバスについて	2
5. 支給限度額	3
6. 申請方法	4
7. 申請の際に必要な書類	4
8. 申請書類の確認事項	5
9. Q & A	8

蕨市健康長寿課介護保険係（給付担当）

電話：048-433-7835

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について

介護保険では、被保険者の在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けなどの支給対象工事を行った場合、支払額の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）が介護保険から支給されます。

支給に際して、被保険者本人（以下、「本人」という。）は、事前（工事前）に保険者（蕨市）へ申請していただきます。本人は、蕨市が支給対象であるかの確認を行ったあとに着工して、事後（工事後）の申請をしていただくこととなります。

事前の申請がなく、工事後のみの申請は原則として対象外となります。

2. 対象要件

- ①蕨市の被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けており、認定有効期間内であること。
- ②住宅改修を行う住宅が、被保険者証に記載されている住所地（住民票上の住所）であること。
- ③本人が上記②の住宅に居住していること（入院中、入所中は不可）。
- ④住宅改修の着工前に事前申請して、蕨市から承認を受けていること。

3. 支給対象種目

<u>1. 手すりの取付け</u>	通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する手すり ※福祉用具貸与の「手すり」に該当するものは除く。
<u>2. 段差の解消</u>	床の段差、傾斜を解消するための住宅改修例) ・敷居を低くする工事 ・スロープを設置する工事 ・浴室の床のかさ上げ など ※福祉用具貸与の「スロープ」、福祉用具購入の「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除く。 ※昇降機、リフトなど動力により段差を解消する機器の設置は除く。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	畳からフローリング、ビニル系床材等への変更 浴室の床材の滑りにくいものへの変更 滑りにくい舗装材への変更 など
4. 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸等への取替え 扉の撤去、ドアノブの変更 など ※自動ドアにする際の動力部分の設置は除く。
5. 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器へ取替え 既存の便器の位置や向きの変更 ※和式便器から、暖房、洗浄機能等のある洋式便器への取替えは含まれるが、既存の洋式便器に暖房、洗浄機能等の付加は除く。 ※非水洗和式便器から水洗洋式便器等に取り替える場合、水洗化、簡易水洗化に係る部分は除く。
6. その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すり設置の際の壁の下地補強 ②浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 スロープ設置の際の転落や脱輪防止柵の設置 ③床材の変更の際の下地の補修、路盤の整備 ④扉の取替えの際の壁・柱の改修 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係る部分は除く。）、床材の変更 など

4. ユニットバスについて

ユニットバスの工事そのものは、介護保険の住宅改修として認められていません。しかしながら、介護保険の支給対象となる改修の種目を目的に、ユニットバスに改修する工事で、按分等によって介護保険対象部分を算出することが可能であれば、支給対象となります。

改修箇所

ユニットバスの工事では、介護保険の支給対象となる改修として下記のような箇所が考えられます。

改修箇所（例）	工事内容	改修の種類
深い浴槽	浴槽の交換	段差の解消
浴室出入口の段差	床の張替え	段差の解消
滑りやすい床	床の張替え	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
開閉困難な浴室の扉	扉の取替え	引き戸等への扉の取替え

工事費用

介護保険対象部分と対象外部分に分かれている見積書を提出してください。

工事費用の按分については、下記按分表を活用してください。なお、独自の内訳で見積書を作成する場合は、その根拠資料も同時に提出してください。

対象 工事箇所	介護保険対象			介護保険対象外			
	床	浴槽	扉	壁	天井	器具	その他
按分率	20%	15%	10%	20%	15%	10%	10%

5. 支給限度額

要介護状態区分にかかわらず、同一被保険者が同一の住宅で20万円までを限度額としています。申請により住宅改修費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）を支給します。

ただし、次の場合には再度20万円の利用が可能となります。

①介護度が3段階以上重くなった場合（3段階リセットの例外）

初めて住宅改修を行った日（着工日）の要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円まで利用可能となります。

例）要支援1→要介護3以上

要支援2、要介護1→要介護4以上

要介護2→要介護5

※3段階リセットの適用は同一被保険者につき1回のみとなります。

※3段階リセット適用後は、支給可能残額があったとしてもリセットされます（20万円以上にはなりません。）。

②転居した場合（転居リセットの例外）

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで利用が可能となります。

また、3段階リセットも、転居後に改修した着工日の要介護等状態区分が基準となります。

6. 申請方法

住宅改修費の申請（支給決定）は、2段階の申請が必要となっています。

まず、事前（工事前）に見積書などを添付して「事前申請」を行います。事前申請後、蕨市の着工許可を受けてから工事を実施します。そして、事後（工事後）に領収書などを添付して「事後申請」を行う流れとなっています。

※「受領委任払い」を希望する場合は、「蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書」を提出する必要があります（事前申請時に提出）。

受領委任払いについて

本人が住宅改修費の全額を支払い、後日、保険者へ申請することで、住宅改修費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、住宅改修費の自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの介護保険給付分は、保険者から事業者に支払う「受領委任払い」を選択することもできます。（事前の手続きがありますので、事業者とケアマネジャーに相談してください。）

※ただし、給付制限中の場合は、受領委任払い方式での購入はできません。

7. 申請の際に必要な書類

《事前申請》

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ③工事費見積書
- ④改修前の日付入りの写真（改修箇所、内容がわかるもの）
- ⑤図面

【住宅の所有者が本人以外の場合】上記に加えて⑥が必要です。

- ⑥住宅所有者の承諾書（同意書）

【受領委任払いを希望する場合】上記に加えて⑦が必要です。

- ⑦蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書

《事後申請》

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ⑧領収書
- ⑨工事費内訳書
- ⑩改修後の日付入りの写真（改修箇所、内容が分かるもの）

【受領委任払いの場合】上記に加えて⑪が必要です。

- ⑪費用額明細書兼確認書

8. 申請書類の確認事項

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書

- ・本人の署名が必要となります。
- ・「住宅改修の内容・箇所及び規模」については、工事種別・改修箇所を記入してください。
- ・「改修費用」の欄は税込金額を記入してください。支給限度額を超える工事や保険対象外工事を含む場合、うち保険対象額を併記してください。
- ・事前申請の確認後、提出いただいた申請書は返却しません（健康長寿課窓口で事前確認決定通知等と一緒に返却いたします。郵送で返却を希望の場合はご連絡ください。）ので、事後の申請の際、必要事項の追記、添付書類を添えて再度ご提出ください。
- ・「着工日」と「完成日」は、事前申請時は空欄とし、事後の申請時に記入してください。
- ・償還払いの場合、振込先は本人名義の口座とし、記入間違いがないか、通帳を見る等により再確認してください。

②住宅改修が必要な理由書

- ・標準様式を使用し作成してください。
- ・介護支援専門員・作業療法士・福祉住環境コーディネーター（2級以上）・その他これに準ずる資格等を有する人が作成してください。

③工事費見積書

- ・宛名は本人氏名（フルネーム）にしてください（鈴木様、上様等は不可）。
- ・改修費用の内訳がわかるよう工事内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものを提出してください。
- ・支給対象外工事が含まれている場合は、対象・対象外が判別できるよう記載してください。

④改修前の日付入りの写真（改修箇所、内容がわかるもの）

- ・カメラに日付の表示機能がない場合も、日付を書いた紙を写真の中に一緒に撮るなどして、日付が分かるようにしてください。
- ・改修箇所全ての写真が必要なほか、手すりの設置位置や段差の寸法、本人の生活動線など、改修内容及び改修が必要な理由が分かるものとしてください。（特に、手すりの設置位置は、養生テープ等で壁に印を付ける等、事前と事後で設置位置が異なることがないようにしてください。）

⑤図面

- ・家屋の平面図に改修前後が分かるように図示してください。
- ・屋外のみ改修の場合でも、図面の提出が必要です。
- ・便座、浴槽などは構造がわかる図面、カタログ等の提出を求める場合があります。

⑥住宅所有者の承諾書（同意書）

- ・住宅の所有者が本人以外（家族所有、賃貸等）の場合にのみ提出が必要です。
- ・所有者の署名が必要となります。
- ・所有者が複数いる場合は、それぞれ記入して提出してください。

⑦蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書

- ・本人の署名が必要となります。

⑧領収書

- ・宛名は本人氏名（フルネーム）にしてください（鈴木様、上様等は不可）。
- ・支払い（領収）は、原則、工事完了日に現金払いとしてください。
- ・提出時に原本を確認します。

⑨工事費内訳書

- ・宛名は本人氏名（フルネーム）にしてください（鈴木様、上様等は不可）。
- ・工事費内訳書は、見積書のとおり施工したことを、報告いただく書類です。作成日が施工日以降であること、「見積り」「予定」とされていた事項が「実績」「報告」になっているか確認してください。
- ・本人の同意があり、蕨市がやむを得ないと認めた理由により、事前申請時から施工内容を変更した場合、変更箇所が分かるようにしてください。

⑩改修後の日付入りの写真

- ・カメラに日付の表示機能がない場合も、日付を書いた紙を写真の中に一緒に撮るなどして、日付が分かるようにしてください。
- ・改修した箇所全ての写真が必要です。
- ・固定部分や、長さ、高さが分かるように撮影してください。
- ・改修前の写真と構図をそろえて撮影してください。

⑪費用額明細書兼確認書

- ・本人の署名が必要となります。

9. Q & A

Q 1 要介護認定申請中に住宅改修をした場合、支給対象になるか。

A 1 支給対象となります。ただし、要介護認定の結果が「非該当」であった場合、支給対象となりませんのでご注意ください（事前申請による確認を受けていても、要介護認定の結果が「非該当」であった場合は、支給対象となりません。）。

Q 2 病院又は介護保険施設に入院又は入所中に、在宅に戻るために事前に住宅改修した場合、支給対象になるか。

A 2 支給対象となります。ただし、退院又は退所しないと支給対象となりませんのでご注意ください。

Q 3 住宅改修をしたあと死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、支給対象になるか。

A 3 支払い(領収)前に被保険者が死亡した場合、被保険者資格が喪失するため、支給対象となりません（相続人等が支払いをした場合も、被保険者本人が支払ったことにはならないので、支給対象となりません。）。

Q 4 領収書に記載された日と工事完了日が異なる場合、負担割合の判定基準日はどちらになるか。

A 4 工事完了日における負担割合を適用します。

Q 5 新築や増改築の工事は支給対象となるか。

A 5 新築や増改築は支給対象となりません。ただし、新築等の工事完了後（竣工日以降）に手すり等を設置する場合は、支給対象となることがありますので、必ず蕨市健康長寿課介護保険係へご相談ください。

Q 6 既に自宅に付いている手すりが老朽化により壊れてしまった。修理することは支給対象となるか。

A 6 改修理由が老朽化や破損等の場合は支給対象となりません。

Q 7 趣味のガーデニングのために屋外に手すりを取り付けることは支給対象となるか。

A 7 趣味や仕事など、在宅生活を続けていくことと関係がない改修の場合は支給対象となりません。

Q 8 住民票上の住所と違う親族の家で実際は生活しており、そこで住宅改修をする場合、支給対象となるか。

A 8 支給対象となりません。住民票上の住所のみが対象です。なお、転居、転入前に住宅改修をする場合は、必ず蕨市健康長寿課介護保険係へご相談ください（転居、転入前に事前申請を行い、転居、転入後に事後申請する流れになります。）。

Q 9 家族が自ら住宅改修を行う場合、支給対象となるか。

A 9 材料費のみが支給対象となります。この場合も、通常の住宅改修と同様に申請書類をそろえて事前申請が必要となります。

Q 10 事前申請時から工事内容が変更になった場合、どうすればいいか。

A 10 必ず蕨市健康長寿課介護保険係へご相談ください（蕨市の許可なく工事を行った場合、対象外とする場合もあります）。また、施工内容が大きく変わる場合は、再度、事前申請からやり直しをお願いすることがあります。